

## 稽古照今―日本書紀の修撰―

清水 潔

### 一、はじめに

日本書紀撰上千二百五十年祭 記念講演 昭和四十五年五月二十一日 皇學館大学

### 二、日本紀の修撰

『続日本紀』養老四年五月癸酉(二十一日)、(中略)一品舍人親王、勅を奉けたまはりて日本紀を修す。是に至りて功成りて奏上す。紀三十卷、系図一卷なり。

○**修史事業の初見**―『日本書紀』推古天皇二十八年是歲、皇太子・嶋大臣共に議りて、天皇紀及び国記、臣連伴造国造百八十部并公民等本記を録す。

### ○**天武天皇朝の修史事業**

『古事記』序

「臣、安萬侶言す(中略)步驟各異に、文質同じからずと雖も、古を稽へて風猷を既に類れたるに繩し、今に照らして典教を絶えむとするに補はずといふことなし。(中略)

是に天皇詔りたまひしく、朕聞く、諸家の費てる帝紀および本辞、既に定実に違ひ、多く虚偽を加へたり。今の時に当りて、その失を改めずは、いまだ幾年をも經ずして、その旨滅びなむとす。これすなはち、邦家の経緯、王化の鴻基ぞ。かれこれ、帝紀を撰録し旧辞を討覈して、偽を削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ、とのりたまひき。(中略)すなはち、阿礼に勅語して、帝皇日嗣および先代旧辞を誦習はしめたまひき。しかれども、運移り世異りて、いまだその事を行ひたまはざりき。(中略)

ここに、旧辞の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯れるを正したまはむとして、和銅四年九月十八日をもちて、臣安萬侶に詔して、稗田阿礼が誦める勅語の旧辞を撰録して献上らしむ、とのらししかば、謹みて詔旨のまにまに子細を採り撫ひつ。(中略)併せて三卷を録して、謹みて献上ると、臣安萬侶、誠惶誠恐も頓々首々。

和銅五年正月廿八日

正五位上勲五等太朝臣安萬侶

『日本書紀』

天武天皇十年二月甲子(二十五日)、天皇・皇后共に大極殿に居しまして、親王諸王及び諸臣を喚して、詔して曰はく、「朕、今より更律令を定め、方式を改めむと欲ふ。故、俱に是の事を修めよ。然も頓に是のみを務に就さば、公事闕くること有らむ。人を分けて行ふべし。」とのたまふ。

天武天皇十年三月丙戌(十七日)、天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・

難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及上古諸事を記定せしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す。

持統天皇五年八月辛亥(十三日)、十八氏 大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穗積・安曇 に詔して、其の祖等の墓記を上進らしむ。

『続日本紀』和銅七年二月戊戌(十日)、從六位上紀朝臣清人、從八位下三宅臣藤原麻呂に詔して、国史を撰せしめたまふ。

### 三、日本書紀の尊重

○日本紀講書(養老、弘仁、承和、元慶、延喜、承平、康保)二十〜三十年一度

○日本紀竟宴和歌(元慶より) 読史の感激

「けぶり無き宿をめぐみしすめらこそ八十年あまり国知らしけれ」元慶六年參議藤原国経

「草木みな言やめよとてあしはらの国へたちにしいさをなりけり」延喜六年、矢田部公望

「仏すらみかどかしこみしろたへの波かきわけて来ませるものを」同、文章博士三善清行

「たかどのに登りて見ればあめの下四方にけぶりて今ぞ富みぬる」同、左大臣藤原時平

「常闇に天照る神を祈りてぞ月日と共にのちは榮ゆる」天兒屋根命、天慶六年、文章生橘仲遠、

「みまきひと世の中わたす心ありて無くては悪しき船造りけり」崇神天皇、同、參議大藏卿伴保平

「池水に国榮えけるまきむくのたまきの風は今も残れり」垂仁天皇、同、大納言藤原実頼

「千五百秋の国治めたる跡をのみよろづ代今も忘れやはする」大己貴神、同、矢田部公望

○平安時代中期明法家(法律家)の日本紀参照 惟宗允亮『政事要略』、引用多数

1、「日本紀云、伊弉諾伊弉冉兩尊共為夫婦、共生二日神、号二大日靈貴、天照大神是也、

天照大神所生神号曰正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、天照大神曰、豊葦原中国、是吾兒可王之地也。方当降吾兒一矣。且將降間、皇孫已生、号曰天津彦火瓊瓊杵尊。時有奏曰、欲以下此皇孫一代降上、故天照大神以五部神使配侍焉。」(卷二十九、荷

前条) ①八洲起源章の本文、②四神出生章の本文、③瑞珠盟約章の本文、④天孫降臨章

第一の一書、⑤同一一書の前半部分、⑥後半分から抄出綴合したものであるが、天照大神の出生から皇孫の降臨まで皇統の大筋を要領よくまとめている。

2、「日本紀云、素戔嗚尊甚无道、不可以君臨宇宙、科罪過而使拔髮以贖其罪、亦曰、拔二其手足之爪一贖之、已而竟逐降焉。」(卷八十二、贖銅) 日本書紀と部分的に一致。①は四神出生章、②は宝鏡開始章から抜文補綴したもの。

3、「日本紀云、天地初判、陽神陰神共合生三蛭兒、已雖三歲脚猶不立、故載之於天磐櫛樟船而順風放棄。」(卷八十二、流罪) ①は神世七代章第一の一書の文、②は八洲起元章第一の一書の取意文、③は四神出生章第二の一書の文を二箇所から採って続けた取意補綴文。

↓学才に任せて縦横自在に各章から抄出補綴して一文に構成した引用で、日本書紀(神代卷)の内容によほど習熟していたことが窺える。

#### 四、日本書紀への不信

##### 1, 歷代天皇の御年齢、長寿

	(古事記)	(在位年数)
神武天皇	一二七歳	一三七歳
綏靖天皇	八四歳	四三三歳
安寧天皇	五七歳	四九歳
懿德天皇	(七七歳)	四五歳
孝昭天皇	(一一四歳)	九三歳
孝安天皇	(一三七歳)	一三三歳
孝靈天皇	(一二八歳)	一〇六歳
孝元天皇	(一一六歳)	五七歳
開化天皇	一一五歳(一一一歳)	六三歳
崇神天皇	一二〇歳(一一九歳)	一六八歳
垂仁天皇	一四〇歳(一三九歳)	一五三歳
景行天皇	一〇六歳(一四六歳)	一三七歳
成務天皇	一〇七歳(九八歳)	九五歳
仲哀天皇	五二歳(五三歳)	五二歳
応神天皇	一一一歳	一三〇歳

\* ( ) 内、書紀に明記がない、または記載があっても、立太子の御年齢より推算した御歳

○仲哀天皇の御生誕は、この天皇の九年に五二歳で崩御されているから、成務天皇十九年の時となる。御父日本武尊は既に景行天皇四十三年に崩じられている。父が崩じて三十六年後の降誕という矛盾がある(本居宣長『古事記伝』三一)。

その他、古い歴代の御降誕の年を算すると、たいてい父皇の御年六〇〜七〇歳の後であり、このようなことは生理の常則からしてあり得ないのではないか。

○列聖の長寿のみでなく、日本紀には長寿の人が多く、武内宿禰は二七〇歳以上、吉備津彦は一二〇歳以上等々の例が散見する。

##### 2, 日本書紀の紀年

○讖緯説 自然現象を人間界の出来事と結びつけ、政治社会の未来動向を宿命論的に説く。特に王朝の興亡や人の吉凶を予言し、前漢末から南北朝期かけ流行した。干支一運六〇年を周期として運命は移り変わる。特に辛酉は革命、甲子は革命、甲子は大変革が起る運命にあるという。推古天皇の九年(六〇一)は辛酉、それより一節一二六〇年前の辛酉(BC六六〇)を、日本国家最大の事件である神武天皇即位の元年とし、以下それぞれの歴代にあて年紀を立てたのが、日本書紀(もしくはその原資料)の紀年と考えられている。(那珂通世『上世年紀考』)

○わが国の古伝は不正確で、古いところは御歴代の天皇、果たして実在したまうたの

か、それとも後世、記紀編纂時代に近く、架空に設定して古く遡らせたのではないか、というような疑問があり、戦後はこれを強調して憚らなかつた。

もし勝手に捏造してもよいというのであれば、仁徳天皇以前を十五代とせず、三十数代、四十代とすれば無理なご長寿もなくなり、常識的な諒解を得られたはずである。そうしなかつたのは。御歴代天皇の正系が古伝として伝えられた皇統譜は厳然としてこれに手を加えることは許されず、これを尊重したからである。他方、讖緯の説による歴史推移の法則を信じて、これを破ることはできないところから起こった事であつて、『日本書紀』の編纂に関係した人々は、謹直誠実な学者であつたと考えられます。

○『宋書』倭国伝によれば「高祖（武帝）永初二年（四二二）倭讚、万里、修貢」とある。「讚」は仁徳天皇、仁徳天皇は第十六代天皇であるから、仁徳天皇以前に十五代の天皇の存在。父子相承の場合、特に長子相承ではなく二・三・四子相承が多いことも考え、一代三〇年として、その十五倍、即ち四五〇年前が第一代神武天皇。仁徳天皇の時代として確認された四二二年より約四五〇年前、紀元前三〇年〜四〇年頃が第一代神武天皇が建國創業の行われた時代になると考えられるのであろう。

### 3、記事の誤謬、錯簡

○欽明天皇十三年（五五二）の仏教伝来記事のうち、百済の聖明王の上表文は、唐の義浄が長安三年（大宝三年、七〇三）に翻訳した金光明最勝王経の文によっていることが明らかになり（敷田年治『標註日本紀』（明治二四年）、記事の真实性に多大な疑惑がもたれるようになった。その上『上宮聖徳法王帝説』『元興寺伽藍縁起并流記資材帳』には戊午年（五三八）伝来説が伝えられており、同時にそれは継体・安閑・宣化・欽明朝の日本紀の年紀の錯誤の問題とも絡み合つて、仏教公伝を欽明天皇一三年壬申（五五二）ではなく五三八年戊午とする説が有力。日本紀撰上の直前に聖明王の上表文の個所を最勝王経の文から採つて修飾したことは確実であるが、仏像や經典、僧侶の渡来が仏教伝来の内容であるから、何度も行われて、それぞれ別の資料に伝えられた可能性も考えられる。

## 五、最近五〇年間における日本書紀観の変化―考古学の学術成果の活用

### 1、武寧王陵の発見（昭和四六年）（韓国忠清南道公州市の宋山里古墳群中）

墓誌「寧東大將軍百濟斯麻王 年六十二歳 癸卯年五月丙戌朔七日壬辰崩到」

木棺―日本にしか自生しないコウヤマキを使用―日本との交流

『日本書紀』武烈天皇四年、是歳、百済の末多王、無道して百姓に暴虐す。国人遂に除てて嶋王を立つ。是を武寧王とす。百濟新撰に云はく、末多王無道して、百姓に暴虐す。国人共に

除つ。武寧王立つ。諱は斯麻王といふ。是れ現支王子の子なり。則ち末多王が異母兄なり。現支、倭に向つ。

時に筑紫嶋に至りて斯麻王を生む。嶋より還し送りて京に至らずして、嶋に生る。故因りて名く。（下略）

継体天皇十七年夏五月、百濟王武寧王薨す。

癸卯（五二三）年

↓墓誌と日本書紀の記事とが一致する。

2, 埼玉県稻荷山古墳出土鉄剣(刀) 銘の発見 (昭和五十三年九月)

「辛亥年七月中記、乎獲居臣上祖名意富比埜、其兒多加利足尼、其兒名弓已加利獲居、其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半弓比、／其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣、世々為杖刀人首、奉事來至今、獲加多支齒大王寺在斯鬼宮、時吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也」

(釈文)「辛亥年七月中記す、乎獲居臣の上祖、名は意富比埜、其の兒多加利足尼、其の兒名は弓已加利獲居、其の兒名は多加披次獲居、其の兒名は多沙鬼獲居、其の兒名は半弓比、／其の兒名は加差披余、其の兒名は乎獲居臣、世々杖刀人の首と為て、奉事し来りて今に至る。獲加多支齒大王の寺、斯鬼宮に在り。時に吾、天下を佐治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也」

- ① オホヒコ② タカリのスクネ③ テヨカリワケ④ タカハシワケ⑤ タサキワケ  
⑥ ハテヒ⑦ カサハヤ⑧ ワワケの臣 八代父子直系系譜 ワワケの臣の上祖がオホヒコであり、世々、杖刀人(兵仗を帯びる警固の人)の首として奉事し来たりて今に至る。その「奉事の根原」を示して、自らの家柄(譜代)を誇る。
- ② ワカタケル大王 雄略天皇(稚武、幼武、若建)、その崩年を四七九年(紀)、記では己巳年(四八九)、辛亥 四七一年(五三一)にこの銘文が記された。

- ③ 雄略天皇朝の版図 江田船山古墳出土太刀銘の冒頭を従来「治天下 復宮弥都齒大王」(復(たじひ)の宮に天下治すミズハ大王)と読み、反正天皇のことと解していたが、稻荷山古墳出土太刀銘文の発見により、「治天下 獲加多支齒大王世」と訓むべきであり、雄略天皇を指すと考えられるようになった。そうすると雄略天皇朝に西は九州肥後、東は関東武蔵にまで勢力が及んでいたことが推定可能。(武蔵国に鳥養部や白髪部の御名代、関東に穴穂部(孔王部)の御名代設置、東夷の謀叛を平定)

- ④ 『宋書』倭国伝の倭王武の国書上表文(四七八年)の内容「昔より祖禰躬ら甲冑を撰ぎ、山川を跋涉して寧所に違あらず。東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国」とある内容に対応する。四六駢體の堂々たる漢文。

- ⑤ 漢字使用が、機械的な移植ではなく、音訓を併用して固有名詞を表し、日本的な思想を表現している。鉄製太刀に金銀象嵌をもって文字を刻む精緻な製作であるから、平常の政治の事務などにも用いられた可能性が考えられる。和歌山県隅田八幡宮の鏡の銘文にも音訓両様の自由な漢字の使用がみえる。「意柴沙加宮」(忍坂宮)という地名、「開中費直穢人」(河内直漢人)という人名などはその例。「癸未年」という製作年紀、五〇三年(武烈天皇)か四四三年(允恭天皇、倭王濟)か。

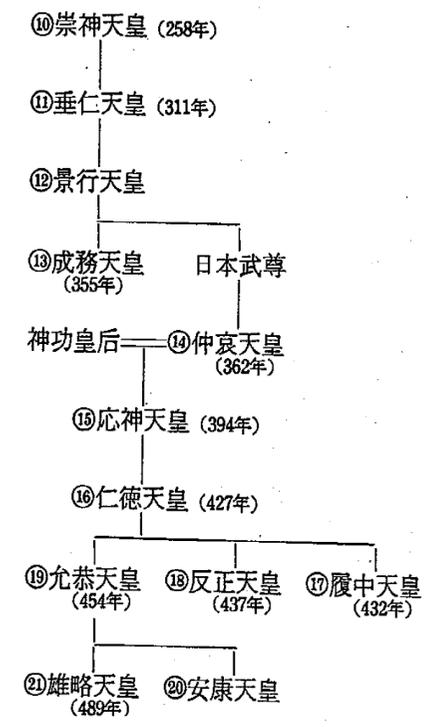
- ⑥ 記紀を実証する系譜 「其兒」でつなぐ八代にわたる父子関係のみの直系系譜、長子相続とは限らないから、一世代三〇年として四七一年から七〇八代遡ると、二二一年〜二六一年頃、崇神天皇の崩年「戊寅」 二五八年に相当する。上祖オホヒコは大彦命か。奉事した対象となる大王・朝廷、記紀に記す崇神天皇〜雄略天皇に至る歴代皇統の実在が前提となる。

銘文の系譜

- ① オホヒコ
- ② タカリのスクネ
- ③ テヨカリワケ
- ④ タカハシワケ
- ⑤ タサキワケ
- ⑥ ハテヒ
- ⑦ カサハヤ
- ⑧ ワワケの臣

紀・記の皇統譜

( ) 内の数字は崩年干支による



3. 出雲荒神谷遺跡・加茂岩倉遺跡から大量の銅鐸、銅剣・銅矛出現とその意味

\* 昭和五十九年、斐川町荒神谷遺跡から銅劍三五八本、銅矛一六本、銅鐸六個が一挙に出土。銅劍三五八本のうち三四四本に「×」印を刻す。

\* 平成八年、旧神原郷の加茂町岩倉の農道工事現場から銅鐸三十九個が出土。銅鐸破片の紐の部分に「×」印を刻す。

○ 『日本書紀』崇神天皇六十年条に、矢田部造の遠祖武諸隅を出雲に派遣、出雲臣の遠祖振根の不在中に弟達をして「出雲の神宝」を貢上せしめた。そのさらに大和朝廷は吉備津彦・武渟河別を遣わして振根を誅伐したことがみえ、垂仁天皇二十六年条には、重ねて物部十千根を派遣して、「出雲の神宝」を「検校し掌らしめた」とある。『古事記』景行天皇の段に、倭建命が出雲建を平定したという所伝。

大和朝廷による出雲平定、神宝検校は、崇神・垂仁天皇朝（3世紀中葉から4世紀初頭）に行われ、引き続き景行天皇朝（4世紀前半の中頃）に至り終結したであろう。神宝検校をうけるとの知らせで、急遽、神宝を隠匿したものに違いない。×印はそれを物語る。

○ 大和朝廷による出雲平定が実証されると、記紀神代巻にみえる出雲の「国譲り」神話は、その重要な歴史事実「神宝検校」の反映であるとみられる。舞台が共に出雲であり、事件が国譲りと神宝検校で同じ意味であること、主格の大国主命は出雲氏の奉ずる神であり、経津主神は物部氏の奉ずる神であり、神宝検校で活躍する十千根、武諸隅も物部氏である。出雲国譲り神話と崇神・垂仁・景行天皇朝の神宝検校の事実が対応する。神を主語として語れば神話となり、人物を中心に記述すれば歴史になる。出雲大社の高層建築の由来も事実に基づく。

#### 4, 高句麗好太王(広開土王) 碑文の後世捏造改竄説の瓦解

昭和四十八年、韓国の考古学者李進熙が、明治十七年酒匂大尉の拓本は日本側の立場から偽造改竄したものとの新説が反響を呼び、日中韓三国の研究者の議論となる。最終的に平成十八年、中国社会科学院除建新が、酒匂大尉の拓本と明治十四年に作成された中国学者の墨書とが完全に一致していることを明らかにし、日本側の捏造偽造説が完全に否定された。辛卯(三九一)年に倭国軍が渡海、百済新羅を破り臣民となす。神功皇后三韓征伐、応神天皇紀の記事が実証される。

#### 5, 七支刀

○『日本書紀』神功皇后摂政五十二年九月丙子(十日)条「久氏等、千熊長彦に従ひて詣り、則ち七支刀一口、七子鏡一面及び種々の重宝を献る。」

○石上神宮秘蔵「七支刀」全長七十五センチ、両刃の刀身の両側に左右交互に三つ宛の両刃の小枝を出し、身と枝に金象嵌の界線を作り、界線内に金象嵌の銘文を刻す。

「泰和四年□月十一日丙午正陽、造百練(「鋼」?)七支刀、□辟百兵、宜供侯王、□□□□作。(以上表)「先世以来、未有此刃、百济王(?)世子(?)奇生聖音、故為倭王旨造、傳不□世。(以上裏)」